

## 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業登録事業者募集要領

### 1. 目的

この要領は、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業（以下「事業」という。）の登録事業者の申請及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業の内容等

事業の内容については、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実施要綱（以下「要綱」という。）に、サービスの内容については、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実施仕様書（以下「仕様書」という。）それぞれに記載のとおりとする。

#### (2) 事業の実施

事業の実施にあたっては、要綱及び仕様書を遵守し実施するものとする。

#### (3) 事業の実施区域

事業の実施区域は、泉南市全域とする。

#### (4) 登録有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 3. 事業の実施依頼（利用予定者の連絡）

市はサービス利用希望者から利用申請があり、その利用を決定した場合においては原則、利用者の自宅から一番近い事業所へ実施依頼の連絡をするものとする。

### 4. 登録事業者の申請資格

事業に対して意欲を有する事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 泉南市に活動拠点となる事業所があり、利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者
- (2) 母子保健に理解と熱意を有し、事業目的を十分理解している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者。

### 5. 提出書類

- (1) 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業登録事業者申請書（要領様式 1）
- (2) 泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業実施計画書（要領様式 2）

\*申請に必要な添付書類を併せて提出すること。

## 6. 登録事業者の審査等

市は、提出された書類に基づき、事業者を審査する。必要に応じてヒアリング又は実施調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

## 7. 登録内容の変更等

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、泉南市育児ヘルプ家庭訪問事業者登録内容変更届（要領様式3）により届け出ること。

## 8. 登録事業者の取消

次のいずれかに該当する場合又は、該当することが判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は市に対し、その損害の補償を請求できないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合

## 9. 申請書等の提出方法

- (1) 提出期間 令和8年3月23日（月）から 令和8年3月27日（金）  
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号  
泉南市役所1階 家庭支援課家庭支援係（家庭児童相談室）
- (3) 提出方法 直接持参により提出する。
- (4) 問合せ先 家庭支援課家庭支援係（家庭児童相談室）  
電話：072-485-1586

## 10. その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。なお、不登録になった場合においても市で定めた保存期間終了後、市の責任において全て処理するものとし、本事業以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とする。
- (3) 当該募集は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ず契約を約束するものではないこと。